

大阪府後期高齢者医療広域連合議会定例会規則

〔平成 19 年 7 月 26 日〕
〔大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 22 号〕

大阪府後期高齢者医療広域連合議会の定例会は、毎年 2 月及び 10 月に招集する。ただし、特に必要がある場合においては、繰り上げ、又は繰り下げて招集することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。